

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2024年2月13日

【会社名】 株式会社J Pホールディングス

【英訳名】 JP-HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 坂井 徹

【本店の所在の場所】 名古屋市東区葵三丁目15番31号

【電話番号】 052(933)5419 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 堤 亮 二

【最寄りの連絡場所】 名古屋市東区葵三丁目15番31号

【電話番号】 052(933)5419 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 堤 亮 二

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 170,951,676円

(注)募集金額は、有価証券届出書提出日における見込額
(会社法上の払込金額の総額)であります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年2月13日に、第32期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)の四半期報告書を提出いたしました。これに伴い、2024年1月22日に提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___ 罫を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第31期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 2023年6月28日東海財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第32期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)2023年8月10日東海財務局長に提出

事業年度 第32期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)2023年11月13日東海財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年1月22日)までに、以下の書類を提出しております。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年6月30日に東海財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき臨時報告書を2023年10月27日に東海財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1(1)の有価証券報告書の訂正報告書)を2023年6月29日に東海財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2024年1月22日)までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年1月22日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第31期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 2023年6月28日東海財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第32期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)2023年8月10日東海財務局長に提出

事業年度 第32期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)2023年11月13日東海財務局長に提出

事業年度 第32期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月13日東海財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月13日)までに、以下の書類を提出しております。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を2023年6月30日に東海財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき臨時報告書を2023年10月27日に東海財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1(1)の有価証券報告書の訂正報告書)を2023年6月29日に東海財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照情報としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年2月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。